

熊本市公報(契約)

第55号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

発行日 令和8年8月24日

目次

○入札公告(熊本市上下水道局水運用センターシステム賃貸借)	1
-------------------------------------	---

熊水維発第471号

令和8年8月24日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける調達契約について次のとおり条件付一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道局規程第25号。以下「特例規程」という。）第2条において準用する熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）第5条の規定により公告する。

熊本市上下水道事業管理者 三島健一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達役務名

熊本市上下水道局水運用センターシステム賃貸借

(2) 目的及び概要

本賃貸借は、老朽化した熊本市上下水道局水運用センターシステムを、更なる機能向上・強化を図り、熊本市内全域の水道の安定供給を目指すために更新するものである。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号外43箇所

※詳細は特記仕様書に定めるとおり

(4) 契約期間

(ア) 調達期間

契約締結日から令和11年（2029年）3月31日まで

(イ) 賃貸借期間

令和11年（2029年）4月1日から

令和21年（2039年）3月31日まで

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課 管理班

電話 096-381-5610（直通）

ファックス 096-381-5612

メールアドレス suidouiji@city.kumamoto.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者又は熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱第7条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と熊本市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例（令和7年条例第54号）第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (11) 電気工事又は電気通信工事について、令和8年（2026年）10月14日（契約締結予定日）の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査を受け、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書の交付を受けていること。
- (12) 経営事項審査（審査基準日が直近のものに限る。）における電気工事又は電気通信工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- (13) 平成28年度（2016年度）以降に、特例政令第1条に規定する協定を締結している国若しくはその地方公共団体又はそれらに準ずる公的機関（以下「国等」という。）から直接受注した契約に基づき監視制御システム（水道施設設計指針2024（公益社団法人日本水道協会発行）に記載された監視制御システムで、次のア～エのいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）の製造及び施工（監視制御システムの

総合試運転を伴う部分的な製造及び施工を含み、補修を除く。以下同じ。）を行った実績（複数の契約に基づき一の監視制御システムの監視制御設備（水道施設設計指針2024に記載された監視制御設備をいう。）、情報処理設備（水道施設設計指針2024に記載された情報処理設備をいう。）及び伝送設備（水道施設設計指針2024に記載された伝送設備をいう。）の製造及び施工を行った実績を含む。）（共同企業体としての実績については、代表者としてのものに限る。）を有すること。

ア 対象給水人口が20万人以上であるもの。

イ 当該システムを利用して監視し、及び制御している水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設又はこれに相当するものをいう。以下同じ。）の年間の1日平均実配水量が62,000立方メートル以上であるもの。

ウ 広域的に点在する10以上の水道施設を統括するもの（遠隔で監視し、及び制御するものに限る。）。)

エ 当該システムが、ポンプ運転監視制御設備の自動運転（水道施設設計指針2024に記載されたポンプ運転監視制御設備の自動運転をいう。）の機能及び情報処理設備の水運用計画システム（水道施設設計指針2024に記載された情報処理設備の水運用計画システムをいう。）の機能を有していること。

- (14) 調達期間中は、次に掲げる条件を全て満たす者を監理技術者又は主任技術者として専任で配置できること（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本賃貸借の技術者として配置できない。）。)

ア 1級電気工事施工管理技士、電気通信主任技術者又は技術士の資格を有する者であること。なお、技術士については、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門とするものに限る。）とするものであること。

イ 直接かつ連続して3ヶ月以上の雇用関係を有する者であること。

ウ 監理技術者については、電気工事又は電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を有すること。

- (15) 本公告の物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

- (16) 本公告の物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

- (17) (16)における第三者は(1)～(10)までの要件を全て満たしていること。

- (18) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を掲出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は業務を担当する組合員も併せて(5)、(8)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、入札説明書、仕様書等の交付期間及び方法

ア 申請書及び入札説明書について

令和8年（2026年）8月24日（月曜日）から令和8年（2026年）9月8日（火曜日）まで熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は2の担当部局で配布する（担当部局での配布は熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の

休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前 9 時から午後 5 時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

イ 仕様書等について

令和 8 年（2026 年）8 月 24 日（月曜日）から令和 8 年 9 月 8 日（火曜日）まで 2 の担当部局において仕様書等交付申請書（様式第 1 号）による申請後、交付する（休日を除く。）。

仕様書等交付申請書を持参又は郵送により提出すること。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

また、郵送による申請の場合は、送付先を記入した送付用封筒（角 2 サイズ相当）及び送付用切手（簡易書留で CD-R 1 枚を送付するために必要な料金相当）を貼付せず同封すること。なお、仕様書等交付申請書に記載された申請者及び所在地以外（転送不可）へは送付しない。

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページ又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

担当部局での交付は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次のものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第 2 号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第 3 号）

(ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第 4 号）

(エ) 経営事項審査の受審状況及び総合評定値に関する調書（様式第 5 号）

(オ) 監視制御システムに関する履行実績調書（様式第 6 号）

（当該実績については、申請書等提出日までに履行が完了したものに限る。）

(カ) 4(13)の実績を証する資料（一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス」（以下「CORINS」という。）に登録されている工事については、登録データ一式（竣工登録時の登録内容確認書）。受注登録時又は変更登録時の登録内容確認書及び「登録のための確認のお願い」は、認めない。なお、CORINSに登録されていない業務については、契約書の写し（変更があった場合は変更契約書の写し、共同企業体の場合は協定書の写しを含む。))(必須)。なお、これだけでは当該実績を有することが判断できない場合は、他の判断できる資料（図面・仕様書等の設計図書、発注機関の証明等）で補完すること。

(キ) 配置予定技術者の資格取得状況（様式第 7 号）

(ク) 4(14)の要件を満たす配置予定技術者の資格等に関する資料（当該資格等を証

する書面の写し) 及び 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる資料 (健康保険被保険者証の写し等)

(㌥) メンテナンス等体制整備証明書 (様式第 8 号)

(㌦) 自ら及び第三者をして貸付けできる能力を有することの証明書 (様式第 9 号)

イ 提出期限

令和 8 年 (2026 年) 9 月 8 日 (火曜日) 午後 5 時まで

郵送する場合は、令和 8 年 (2026 年) 9 月 8 日 (火曜日) までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

ウ 提出部数

1 部とする。

エ 提出先

(ア) 持参の場合

2 の担当部局

(イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号

熊本市上下水道事業管理者

(熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課 管理班) 宛

また、封筒の表面に申請する「件名」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

(ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

(イ) 入札の参加希望者及び当該第三者それぞれ、ア(ウ)の書面を提出すること。

(ウ) ア(カ)の書面が添付されていない場合は、4(13)の実績を有しているとは認めない。ア(カ)により提出された資料では当該実績を有することが判断できない場合も、同様とする。なお、提出する書面及び資料は、全て日本語又は日本語に訳されたものに限る。

(エ) ア(ク)配置予定技術者の資格取得状況 (様式第 7 号) において、配置予定技術者を特定することが困難な場合は、複数の候補者を記入してもよいこととする。この場合において、4(14)の要件を満たさないと評価された者は技術者として配置することはできないので留意すること。

(カ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加資格審査調書 (様式第 2 号) 中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合、うち 1 組合員でも 4(18)に規定された要件を満たさない場合は競争入札参加資格がないと認める。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札等参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は 5(2)カ(イ) a の部局において配布する (配布については休日を除く。)。配布時間は午前 9 時から午後 4 時まで (ただし、正午から午後 1 時までを除く。)。熊本市ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、ホームページの URL は、次のとおり。

https://www.kumamoto-waterworks.jp/article_cat/organizer/

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(イ) 提出方法

熊本市上下水道局業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱に基づき、競争入札参加資格申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書 在中」、「件名」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）。

(ウ) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和 8 年（2026 年）9 月 8 日（火）午後 4 時まで。郵送する場合は、令和 8 年（2026 年）9 月 8 日（火）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札等参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号 本館 6 階
熊本市上下水道局総務部総務課

b 郵送の場合

〒862-8620
熊本市中央区水前寺六丁目 2 番 45 号
熊本市上下水道事業管理者
（熊本市上下水道局 総務部 総務課）宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請（特例規則第 4 条第 1 項の申請）をする者については、この限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる。最終日の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。
ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年（2026年）8月24日（月曜日）から令和8年（2026年）9月28日（月曜日）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

2の担当部局

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

なお、熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。

ア 閲覧期間

令和8年（2026年）10月1日（木曜日）までに開始し、令和8年（2026年）10月6日（火曜日）までとする。

イ 閲覧場所

2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合においては、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は契約期間の変更を行うことがある。

10 入札及び開札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出すること。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参の場合

(ア) 入札日時

令和8年（2026年）10月6日（火曜日）午後1時30分

(イ) 入札場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局 別館3階 会議室3

イ 郵送の場合

(ア) 提出期限

令和8年（2026年）10月5日（月曜日）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(イ) 送付方法

入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。外封筒には、「入札書在中」、「件名」、「入札参加者名」及び「親展」と記載し、次の宛先へ送付すること。

なお、再入札を予想する場合は、再入札書及び再々入札書（3回目の入札を予想する場合に限る。）をそれぞれ別の内封筒に入れ、封をして、「業務委託名」及び「入札参加者名」を明記したうえで「再入札書在中」（又は「再々入札書在中」）と記入したものを外封筒に同封すること。

(ウ) 送付先

〒862-8620

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者

（熊本市上下水道局 維持管理部 水道維持課 管理班）宛

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回までとする（2回目以降は、引続き行う。）。なお、再入札において、再入札書の提出がなかった者は、再入札を辞退したものとみなす（再々入札も同様とする。）。
- (4) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、全ての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第7条に準じるほか、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、令和8年（2026年）10月6日（火曜日）午後1時30分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金
熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）第5条第2項第4号に定めるところにより、免除する。
- (3) 契約保証金

取扱規程第2条において準用する取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に市（代表者：熊本市上下水道事業管理者）を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 落札者から委託を受けた保険会社と市（代表者：熊本市上下水道事業管理者）が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えても可。）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等を提出しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格はないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由を、書面により説明を求めることができる。

(7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

(8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。

(9) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消せるボールペンは不可）

(10) 以上のほか、詳細は入札説明書による。

1 3 S u m m a r y

(1) Subject matter of contract

Leasing of Waterworks System Equipments for Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau Water Operation Center

(2) Period of contract

Procurement Period: From the date of contract to March 31, 2029

Lease Period: From April 1, 2029, to March 31, 2039

- (3) Deadline for Submission of Bids (in person or by post)

1:30 p.m., Tuesday, October 6, 2026

If submitted by post, the bid must be received by **Monday, October 5, 2026.**

No consideration will be given to bids that are lost or delayed in transit due to unforeseen circumstances.

- (4) Contact Office

Water Supply Maintenance Section,

Maintenance and Management Department of Kumamoto City Waterworks and Sewerage Bureau

Address: 6-2-45, Suizenji, Chuo Ward, Kumamoto City 862-8620

Phone: +81-96-381-5610

- (5) Deadline for Submission of Applications and Other Required Documents

5:00 p.m., Tuesday September 8, 2026

If submitted by post, the documents must be received by Tuesday, September 8, 2026. No consideration will be given to documents that are lost or delayed in transit due to unforeseen circumstances.

- (6) Language and currency to be used in all procedures:

The language and currency to be used in all procedures shall be limited to Japanese and Japanese Yen (JPY), respectively.